

名古屋第4地方合同庁舎整備等事業  
事業者選定基準

## 第1. 「事業者選定基準」の位置づけ

本事業者選定基準（以下「本書」という。）は、国が落札者を決定するにあたって、もっとも優れた提案者を選定するための方法、評価基準等を示したものであり、入札に参加しようとする者（以下「応募者」という。）に交付する「入札説明書」と一体のものである。

## 第2. 事業者選定の方法

### 1. 選定方法の概要

事業者には、P F I 事業や庁舎の建設、維持管理・運営の専門的な知識やノウハウが求められる。事業者となる特別目的会社を設立する落札者の選定にあたっては、事業計画（本施設の施設整備、維持管理・運営その他の事業計画に関する事項をいう。）に関する提案（以下「事業提案」という。）及び入札価格の総合的な評価結果に基づいて決定する総合評価落札方式を採用する。

また、審査は応募者が第二次審査に進むための競争参加資格の有無を判断する「第一次審査」と、第一次審査を経て競争参加資格があると認められた者（以下「入札参加者」という。）が提出する事業提案を審査する「第二次審査」の二段階に分けて実施する。第一次審査における審査結果は、第二次審査のための事業提案を提出できる有資格者を選定するためのものであり、第二次審査に第一次審査の結果は影響しない。

### 2. 事業者選定の体制

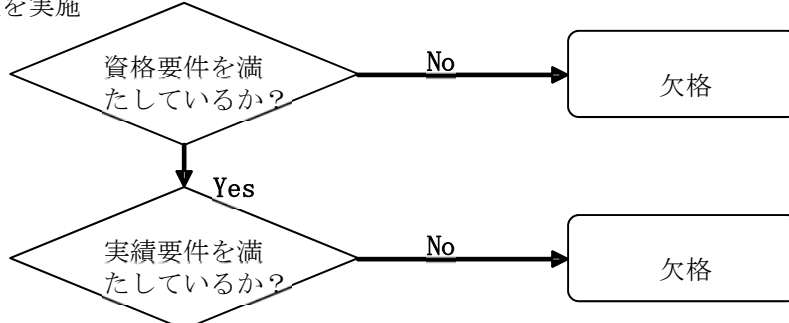
国は総合評価落札方式を実施するにあたり、専門的見地からの意見を参考とするために、「名古屋第4地方合同庁舎整備等事業有識者等委員会」（以下「有識者等委員会」という。）を設置する。有識者等委員会は、入札参加者から提出された事業提案を審査及び評価し、国に報告するものとする。

### 第3. 審査の手順

審査の手順を以下に示す。

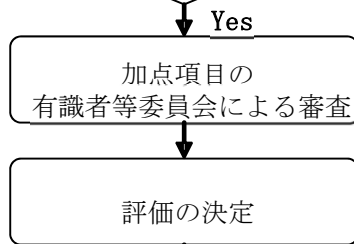
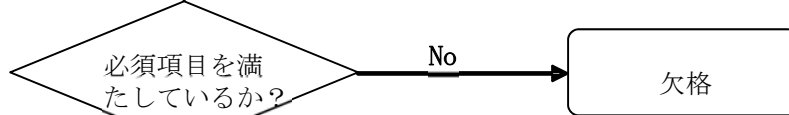
#### 第一次審査

資格審査と実績審査を実施

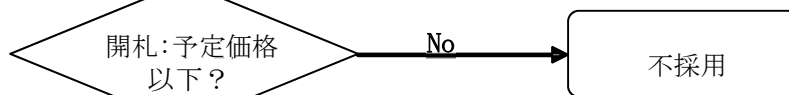


#### 第二次審査

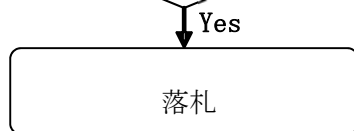
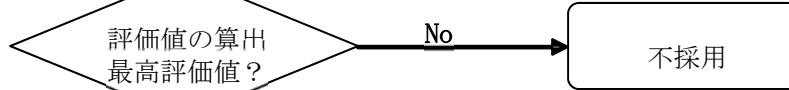
事業提案により、提案の評価を行う。



開札を実施し、総合評価により落札者を決定する。



ただし、全ての入札参加者の入札価格が予定価格を越えている場合は、再度入札を行う。



## 第4. 第一次審査

第二次審査のための事業提案を行う者として適正な資格と必要な能力があると認められるに値する実績を有するかを審査するものである。第一次審査の手順は以下のとおりである。

### 1. 資格審査

応募者が入札説明書に示す資格要件を満たしているかどうか審査を行う。

### 2. 実績審査

応募者が入札説明書に示す実績要件を満たしているかどうか審査を行う。

## 第5. 第二次審査

総合評価落札方式により落札者を決定するため、入札参加者の事業提案を審査するものである。

### 1. 第二次審査の手順および方法

第二次審査の手順は以下のとおりである。

#### (1) 事業提案審査

入札参加者からの提出書類の各様式に記載された事業提案を審査する。ただし、事業提案に計画地外など要求範囲外の提案が記載されていた場合、その部分は採点の対象とはしない。

##### ① 必須項目審査

事業提案が要求水準をすべて充足しているかについて審査を行い、事業提案がすべての要求水準を充足している場合は適格とし、一項目でも充足しない場合は欠格とする。

適格者については、基礎点 500 点を付与する。なお、ここで言う要求水準とは「業務要求水準書」（資料－2）に定める要求水準のうち、満たすべき水準をいう。

##### ② 加点項目審査

事業提案のうち国が特に重視する項目について、その事業提案が優れていると認められるものについては、その程度に応じて加算点を付与する。加算点は全体で 500 点満点とし、各項目の配点については後述する。

#### ア 有識者等委員会における採点・審査結果案作成

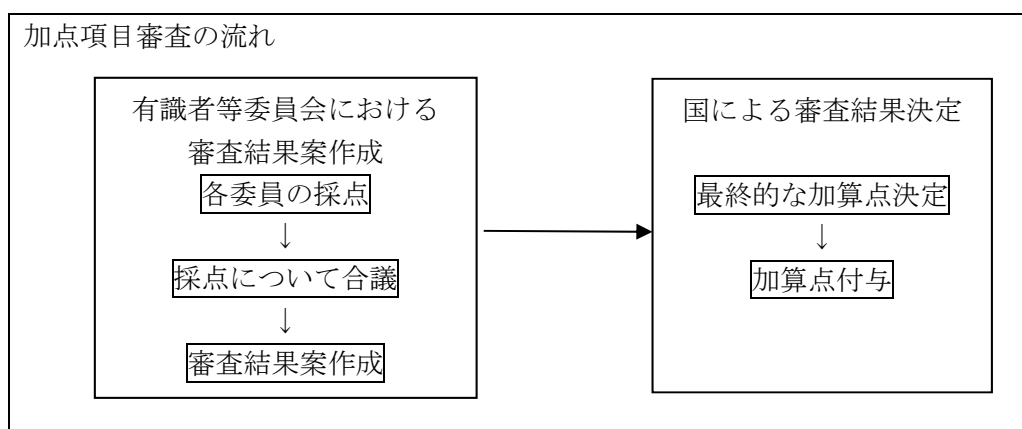
有識者等委員会において、後述する加点項目の内容について優れた提案がなされているかを各委員が審査し、評価基準に基づいて各事業提案の採点を行う。後述する加点項目の各分野（A経営管理～C維持管理・運営）の評価については、有識者等委員会で専門の部会を開催し、各部会で担当委員の採点を

踏まえて合議し、審査結果素案を有識者等委員会に上申する。有識者等委員会は、各部会の審査結果素案を踏まえて合議の上とりまとめ、審査結果案を作成し、国に提出する。

なお、有識者等委員会は、入札参加者に対してヒアリングを実施し、入札参加者の事業提案に関する内容を確認する場合がある。

#### イ 国による審査結果の決定・加算点付与

国は、審査結果案をもとに加算点を決定し、アにより付与された基礎点に加算点を付与する。



### (2) 開札

入札価格が予定価格の範囲内か否かを確認する。

全ての入札参加者の入札価格が予定価格を超えている場合は、再度入札を行う。

### (3) 総合評価

#### ① 落札者の決定

予定価格の範囲内の入札価格を提示した入札参加者のうち、(1)の事業提案審査によって得られる基礎点と加算点の合計を(2)の入札価格で除した数値（以下、「評価値」という。）の最も高い者を、落札者とする。なお、落札者となるべき評価値の入札をしたものが2者以上ある時は、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

#### ② 評価内容の公表

国は、落札者を決定した後、有識者等委員会の議事内容を参考に加点項目について評価した内容を明確化し、事業提案に関する評価内容を公表する。

## 2. 事業提案の位置づけ

落札者の提示した事業提案については、事業者との事業契約にその内容が反映されるとともに、事業者は、これを履行しなければならない。また、ヒアリングにお

いてなされた事業提案に対する質問への回答についても同様とする。

加点項目において評価された内容には、要求水準を超える事業提案が行われ、かつ当該提案内容が加点項目の評価基準に合致すると判断されたことにより得点が付与される。

このため、加点項目における評価内容は、国及び落札者が協議により実施方法を明確化し、事業契約締結時の要求水準とする。

### 3. 事業提案の審査方法

#### (1) 共通事項

審査にあたっては、文章による事業提案を評価することを原則とする。提示を求める図面あるいはイメージ図等（以下「図面等」という。）は、文章による記載内容の妥当性・現実性や各記載事項間での矛盾の有無を判断・確認するための補足資料であり、文章による記載内容と図面等に矛盾がある場合、文章による記載内容が優先するものとする。

#### (2) 必須項目審査

必須項目について、事業提案の内容が要求水準を充足しないことがないかどうかを、業務要求水準書をもとに審査する。なお、提案書類及び図面(様式)並びに提案において求める記載事項を「提出書類の記載要領」(資料-3)(以下「記載要領」という。)に示す。

事業提案は、国が求める要求水準に対して、どのように対処するのかを具体的かつ詳細に記載することが求められる。国は、記載内容が要求水準を充足する妥当な方法、内容であると判断できる場合にこれを充足するものとして判断する。

#### (3) 加点項目審査

##### ① 審査の概要

提案内容が要求水準を充足し、かつ、国が特に重視する要求水準について、更に優れた内容であるかどうか評価基準に基づき審査を行う。評価基準は加点項目ごとに重視する点を踏まえ設定され、各加点項目に配点が付される。評価(採点)方法は②、加点項目及び配点は③、評価基準は④による。

##### ② 評価(採点)方法

評価の基本的概念としては、要求水準を満たしていることが前提となるため、要求水準を達成していれば0点、要求水準を超え、よりよい提案がなされている場合に加算点の付与を行う。

採点方法は、評価基準に基づき下表に示す5段階評価で行う。評価によって得られた評価係数を配点に乗じて算出される点数をもって当該加点項目の加算

点とする。また、複数の提案がなされ、実施条件を満たさない提案が含まれる場合は、実施条件を満たさない提案を除いて評価する。

表 評価ランク、評価指標及び評価係数

評価ランク	評価指標	評価係数
I	特に秀でて優れている	1.0
II	秀でて優れている	0.75
III	優れている	0.5
IV	わずかに優れている点を認める	0.25
V	要求水準は満たしているが、優れている点が認められない	0

③ 加点項目及び配点

加点項目		重視する点	配点			
A 経営管理	A-1 事業者の実施体制	全体の事業実施体制	20	20	80	
	A-2 事業のマネジメント方策	事業全体のマネジメント方針	20	40		
		リスク管理方策・モニタリング方針	20			
	A-3 事業者の収支・財務等	事業収支計画	10	20		
		資金調達・債務償還計画	10			
B 施設整備	B-1 良好な都市景観形成への対応	国の地方ブロック機関が入居する合同庁舎としてふさわしい意匠	20	50		
		三の丸地区にふさわしい周辺地域・環境との調和・賑わい創出への寄与	30			
	B-2 入居官署の特性を考慮した機能的かつ快適な空間の創出	多様な官署が入居する庁舎として、機能的かつ利用しやすい建物配置、階層、動線計画	20	90		
		親しみやすく、安全で快適な庁舎共用空間の計画	20			
		新たな働き方に対応し、業務効率の向上や機能変更の柔軟性に資する快適な執務空間の計画	30			
		入居官署の特性を考慮した庁舎セキュリティの確保	10			
		ユニバーサルデザインへの対応	10			
	B-3 広域防災拠点としての災害応急対策活動に資する施設整備	地震等の予測される災害リスクを踏まえたコストバランスに優れた庁舎の耐震性能・安全性能等	40	90		
		業務継続計画と整合した施設整備上の防災対策	20			
		災害対策活動に即応できる庁舎の災害・被害情報状況の把握、災害時の地域連携	30			
	B-4 環境保全に関する公共建築としての先導的な取組	環境保全・省エネルギー対策 低炭素社会実現に向けた貢献	50	50		
	B-5 建設工事における管理手法	施工管理・品質管理の方策	30	40		
		周辺施設への配慮を含む環境保全対策、建設現場のワークライフバランスの推進	10			
				320		



加点項目		重視する点	配点		
C 維持管理・運営	C-1 継続的に質の高いサービスを提供するための方策	品質の維持・向上を図るための業務実施、管理体制	10	20	100
		緊急時・災害対応初動時等における適切な体制確保	10		
	C-2 維持管理業務に関する業務実施方針	維持管理業務の実施方針、業務体制、具体的手法及びサービス向上の取組	15	40	
		施設の性能を適切に維持管理するための具体的な方策、事業終了時における施設性能の確実な担保	10		
		維持管理段階における地球環境負荷低減・経済性への取組	15		
	C-3 運営業務に関する業務実施方針	警備業務・庁舎運用等業務の実施方針、業務体制、具体的手法及びサービス向上の取組	10	10	
	C-4 良質かつ安定した福利厚生サービスの実現手法	福利厚生サービス提供業務に係る実施計画	10	30	
		利用者ニーズを踏まえたサービス提供内容の充実	20		
計			500		

④ 加点項目及び評価基準

A 経営管理に関する加点項目及び評価基準

加点項目		重視する点	評価基準	配点	
A-1	事業の実 施体制	全体の事業実 施体制	・ 本事業の目的・内容及び各事業関係者の責任範囲を考慮した資本金額の設定・出資構成・議決権割合が計画され、確実性のある提案となっているか。	20	20
			・ 効果的かつ迅速な意思決定がなされるためのSPCの統治（ガバナンス）体制・業務執行体制等を含む機関設計の提案となっているか。 また、SPCの統治体制・業務執行体制等の透明性が確保された提案となっているか。		
			・ SPCの業務執行体制が、各業務の責任者等の配置に対して一元的な窓口機能が期待でき、国と専門的な分野を含め円滑な意思疎通が図ることができる提案となっているか。		
			・ 緊急時において、国と迅速かつ効果的な連携を図ることができる提案となっているか。		

加点項目		重視する点	評価基準	配点
A-2	事業の マネジ メント 方策	事業全体のマ ネジメント方 針	・事業者として選定されて以降、SPC 設立、各種協定・契約の締結など事業実施に必要な手続きの工程が綿密に検討され、国が想定した時期に確実かつ迅速なプロジェクトの立上げが見込まれる計画の提案となっているか。	20
			・各事業段階に応じたマネジメント方針が明確に示され、効果的なプロジェクトマネジメントが期待できる提案となっているか。	
・本施設の引渡し時・使用開始時及び事業終了時等、国に対する引継ぎが必要な場面において、事前の調整事項や留意すべき事項が具体的に示され、円滑な引き継ぎが見込まれる提案となっているか。				
・事業途中段階で要求水準内容等の変更があった場合であっても、類似の実績で有用であった事例を踏まえ、柔軟に対処できる方策や国に対する善後策の提案等を行い、事業の円滑な推進が図ることができる提案となっているか。				
A-2	事業の マネジ メント 方策	リスク管理方 策・モニタリ ング方針	・本事業で想定されるリスクを的確かつ具体的に認識し、それらのリスク分担内容及びそれを担保する契約条件等の明確化が図られた提案となっているか。また顕在化した場合の対応方針が具体的かつ効果的な提案となっているか。	40
			・国が求める水準以上の保険メニューが付保され、本事業の安定性向上とともに、国のリスク負担軽減効果が図られている提案となっているか。	
			・業績監視全般にわたり、SPC の主体的関与が明確であり、効果的な業績等の確認手法、継続的な業務改善手法等が具体的に示された提案となっているか。	
			・国が行う業績監視が効果的かつ簡便に実施できるようなセルフモニタリング方法の工夫がなされた提案となっているか。	
			・事業の安定的継続性を重視した財務・資金管理方策や、SPC の財務健全性を担保するために、複層的な財務状況の監視方法が講じられ、国による財務状況の確認が効果的かつ簡便に実施できる提案となっているか。	
				20

加点点目		重視する点	評価基準	配点	
A-3	事業者 の 収支・ 財務等	事業収支計画	・ SPC の事業収支が明確な根拠に基づき綿密に計画されており、業務の性質・契約内容に応じた適切な費用構造・支払条件が示された提案となっているか。	10	20
			・ 不測の事態や予期せぬ支出が生じる場合への対応として、SPC の内部留保やリザーブ資金、配当政策等の利益処分に関する考え方が具体的に検討された提案となっているか。		
		資金調達・債務償還計画	・ 資金調達の構成における考え方が明確に示され、事業内容や支払等の条件に対応した、資金調達条件・債務償還条件が示された提案となっているか。	10	
			・ 金融機関等の投融資者の実績及び関心度・融資提示条件等から資金の提供の確実性が見込まれる提案となっているか。 ・ 事業内容の変更があった場合でも柔軟な対応が可能な資金調達方法が示された提案となっているか。		

B 施設整備に関する加点項目及び評価基準

加点項目		重視する点	評価基準	配点	
B-1	良好な都市景観形成への対応	国の地方ブロック機関が入居する合同庁舎としてふさわしい意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・端正さの中に安心感と親しみやすさを兼ね備えた建築形態の提案となっているか。</li> <li>・環境負荷低減対策技術など、国の進める施策を視覚的に表現して効果的に取り入れた提案となっているか。</li> </ul>	20	50
		三の丸地区にふさわしい周辺地域・環境との調和・賑わい創出への寄与	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺環境との調和が図られた外観の色彩・意匠となっているか。（色彩、素材感及びその統一感等）</li> <li>・地域の賑わい創出に寄与する外部空間の創造がなされた提案となっているか。</li> <li>・（上記以外において）賑わい創出に寄与する施設・機能の効果的な配置が提案されているか。</li> </ul>	30	

加点点目		重視する点	評価基準	配点	
B-2	入居官署の特性を考慮した安全で快適な空間の創造	多様な官署が入居する庁舎として、機能的かつ利用しやすい建物配置、階層、動線計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多様な入居官署の機能や、官署別の基本的性能基準に応じた合理的な建物構成、階層となっているか。</li> <li>・安全で利用しやすい外部動線計画及び来庁者の誘導計画となっているか。</li> <li>・安全で利用しやすい内部動線計画及び来庁者の誘導計画となっているか。</li> <li>・人と人以外の動線、来庁者と職員の動線が整理された機能的な計画となっているか。</li> </ul>	20	B-2 90
		親しみやすく、安全で快適な庁舎共用空間の計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・玄関ホール、移動空間等における機能と空間について有効な提案となっているか。</li> <li>・親しみやすさ、安全性、快適性の観点から、内外部の繋がりに関する有効な建築手法の提案となっているか。</li> <li>・福利厚生施設、トイレ等におけるニーズに沿った利用しやすく快適な機能と空間について、有効な提案となっているか。</li> </ul>	20	
		新たな働き方に対応し、業務効率の向上や機能変更の柔軟性に資する執務空間の計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入居官署の機能に応じた計画、デジタル技術を活用する等、業務効率の向上に資する執務室の提案となっているか。</li> <li>・高い有効率（レントابل比）や無柱空間など、効率的でフレキシブルな平面計画の提案となっているか。</li> <li>・組織改編や室の機能変更に対応できる執務空間等の提案となっているか。</li> </ul>	30	

加点点目		重視する点	評価基準	配点	
B-2	入居官署の特性を考慮した安全で快適な空間の創造	入居官署の特性を考慮した庁舎セキュリティの確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用形態に応じて管理の可能な外構廻りのセキュリティ計画となっているか。</li> <li>・本施設等の共用部及び入居官署別の適切なセキュリティ計画がなされているか。</li> <li>・維持管理・運營業務において効果的かつ効率的な防犯計画が行える施設・設備の提案となっているか。</li> </ul>	10	B-2 90
		ユニバーサルデザインへの対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本施設（庁舎、外構、工作物等、本施設整備において設置するもの全てをいう。以下同じ。）全般における障害の有無、年齢、性別、言語等に関わらず、多様な人々が利用しやすい配慮について具体的な提案となっているか。</li> </ul>	10	
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の意見を効率的にくみ上げられるよう、UD レビューに対して具体的かつ効果的な手法の提案となっているか。</li> <li>・避難安全性など非常時にも配慮したバリアフリー、ユニバーサルデザインに対して具体的な提案となっているか。</li> </ul>		
B-3	広域防災拠点としての災害応急対策活動に資する施設整備	地震等の予測される災害リスクを踏まえた耐震性能・安全性能等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物の損傷を制御することにより、災害後における機能維持の向上が図られる提案となっているか。</li> <li>・過去の地震被害を考慮し、当該地域の各種震動による危機的事象を的確に想定したリスク低減に関する提案となっているか。</li> </ul>	40	90
		業務継続計画と整合した施設整備上の防災対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ライフライン途絶時の電力の確保の多様化、給水機能の確保の多様化について具体的な提案となっているか。</li> </ul>	20	
		災害対策活動に即応できる庁舎の災害・被害情報状況の把握、災害時の地域連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・震災時における職員、来庁者等の安全性に配慮した施設整備において特に具体的な提案となっているか。</li> </ul>	30	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害後速やかに災害対策活動等を開始できるよう、整備する施設の災害・被害情報状況の把握、周知に関する具体的な提案となっているか。</li> <li>・災害時における地域貢献に関して具体的な提案となっているか。</li> </ul>					

加点点目		重視する点	評価基準	配点	
B-4	環境保全に関する公共建築としての先導的な取組	環境保全・省エネルギー対策	・熱負荷抑制を図る上で有効な建築計画・外皮計画が提案されているか。	50	50
			・省エネルギー対策について、デジタル技術やB I Mを含めた最新技術の導入が提案されているか。		
			・建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づくエネルギー消費性能（BEI *1）の水準と設計一次エネルギー消費量（その他エネルギーを除く）の削減に寄与する取組が提案されているか（官庁施設におけるZEB化の推進の観点を考慮する）。  *1 設計一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）を基準一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）で除したものをいう。		
		・名古屋市建築物総合環境評価制度（C A S B E E名古屋）のB E E値とB E E値の向上に寄与する取組が具体的な提案となっているか。			
		低炭素社会実現に向けた貢献	・低炭素社会実現を促進するモデルとして、再生可能エネルギーを本施設において直接利用する計画が提案されているか。 ・木質化についての積極的に採用された提案となっているか。		



加点点目		重視する点	評価基準	配点	
B-5	建設工事における管理手法	施工管理・品質管理の方策	・事業提案を確実にするための工程、品質確保、施工体制に関して具体的な提案となっているか。	30	40
			・建築材料、設備機器の更新性に配慮し、長期にわたる品質確保について具体的な提案となっているか。		
			・生産性の向上に資するデジタル技術やBIMの採用について具体的な提案となっているか。		
	建設工事における管理手法	周辺施設への配慮を含む環境保全対策、建設現場のワークライフバランスの推進	・施工時における騒音、振動、水質、大気質、廃棄物の低減、環境負荷低減対策について、具体的な提案となっているか。	10	
			・工事中における周囲への安全や景観上の配慮、近隣対策に対して具体的な提案となっているか。		
			・建設現場のワークライフバランスの推進について、具体的な提案となっているか。		

C 維持管理・運営に関する加点項目及び評価基準

加点項目		重視する点	評価基準	配点	
C-1	継続的に質の高いサービスを提供するための方策	品質の維持・向上を図るための業務実施、管理体制	・各業務における業務遂行の責任体制、管理体制、各業務の全体へのフィードバック体制について具体的な提案となっているか。	10	20
			・各業務毎の品質確保や効果的なサービス提供のための体制について、具体的で優れた提案となっているか。		
			・業務従事者の雇用に対してワークライフバランス等を推進する提案となっているか。		
		緊急時・災害対応初動時等における適切な体制確保	・連絡体制、参集方法について、確実性があり具体的な提案となっているか。	10	
			・業務遂行の責任体制、実施体制及び応援体制は、適切な対応が見込める具体的な提案となっているか。		
			・国の災害応急対策活動や災害時優先業務等を支援する具体的な提案となっているか。		

加点点目		重視する点	評価基準	配点	
C-2	維持管理業務に関する業務実施方針	維持管理業務の実施方針、業務体制、具体的手法及びサービス向上の取組	・適切な業務遂行能力のある業務従事者を確実に配置できる具体的な提案となっているか。	15	40
			・効率的で質の高い業務の進め方及び施設整備で作成・調整したB I Mモデルやその他のデジタル技術の活用方法について、具体的な提案となっているか。		
			・業務従事者の資質向上のための教育方針・研修環境について、具体的な提案となっているか。		
		・業務計画、実施手法が安定的で確実な業務遂行、サービス向上のための仕組みを踏まえた効率的で質の高い提案となっているか。	10		
		施設の性能を適切に維持管理するための具体的な方策、事業終了時における施設性能の確実な担保		・事業期間中において、施設の性能維持がなされていることの確認手法について、具体的な提案となっているか。	
		・事業期間終了時において、効率的な施設の運用に資する施設管理の知見、効率的な施設の性能を維持するための方策、中長期保全計画の新たな見直しや立案に資する方策を容易に引き継ぐための具体的な提案となっているか。			
維持管理段階における地球環境負荷低減・経済性への取組	・環境保全対策技術の効果の検証方法と対応方策が施設整備と整合が図られた、具体的な提案となっているか。	15			
	・エネルギー消費量及びそれに伴う二酸化炭素排出量の検証実施体制及び国が行う別事業への協力体制について具体的な提案となっているか。				
	・入居官署の運用コストの予測方法、削減方策、入居官署と協働して実施すべき省エネルギーに対する取組について、具体的な提案となっているか。				
		・予防保全の観点で、長期間にわたる施設性能の維持に資するとともに、事業期間及び終了後の長期の供用期間における修繕コストの縮減に関する具体的な提案となっているか。			

加点項目		重視する点	評価基準	配点	
C-3	運営業務に関する業務実施方針	警備業務・ 庁舎運用等 業務の実施 方針、業務 体制、具体 的手法及び サービス向 上の取組	・適切な業務遂行能力のある業務従事者を確実に配置できる具体的な提案となっているか。	10	10
			・効率的で質の高い業務の進め方及び業務従事者の資質向上のための教育方針・研修環境について具体的な提案となっているか		
			・勤務時間帯が異なる入居官署への対応や、閉庁日入館の職員や来庁者対応も踏まえた、本施設の効率的で確実な警備方法の提案となっているか。		
			・官用車駐車場、来庁車駐車場、駐輪スペースの管理が確実な提案となっているか。		
			・共用部備品の調達・管理について、適切で合理的な提案となっているか。		
			・業務遂行上知り得た個人情報について、適切な取扱いの提案となっているか。		

加点項目		重視する点	評価基準	配点	
C-4	良質かつ安定した福利厚生サービスの実現手法	福利厚生サービス提供業務に係る実施計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 安定的に実施するためのコスト管理、品質管理、リスク管理、安全衛生管理、環境負荷低減等に関する管理方針が効果的かつ具体的な提案となっているか。</li> <li>・ 利用者満足度を高める工夫、継続的に維持・改善するための効果的かつ具体的な提案となっているか。</li> <li>・ 利用者ニーズの変化に対応した柔軟性の高いサービスが提供できる効果的かつ具体的な提案となっているか。</li> <li>・ 利用者数の想定や客単価等の設定、費用構造等が綿密に計画され、安定的かつ余裕もった事業収支計画となっているか。</li> </ul>	10	30
		利用者ニーズを踏まえたサービス提供内容の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食事サービス提供において、運営コンセプトが明確にされ、利用者ニーズを踏まえ、日常的な喫食でも飽きず、高いコストパフォーマンスが期待できるよう、施設全体として一体的なサービス提供ができる提案となっているか。</li> <li>・ 混雑が抑制され、職員等の利便性が確保されるよう、効率的なサービスが提供できる提案となっているか。</li> <li>・ 職員の利便性を確保したうえで、地域の賑わい創出への寄与として、外部の利用者に対しても効果的なサービスが提供できる提案となっているか。</li> <li>・ 売店の運営において、食事サービス提供との関係性が検討され、連携した提案となっているか。</li> <li>・ 職員の利便性を確保したうえで、地域の賑わい創出への寄与として、外部の利用者に対しても効果的なサービスが提供できる提案となっているか。</li> <li>・ 自動販売機の運営において、利便性に配慮した販売メニュー、設置場所、台数及び付加機能が提案されているか。</li> </ul>	20	

## 第6. 総合評価の概要

### 1. 総合評価の手順

入札価格及び事業提案の評価結果に基づき、以下の計算式で評価値を算定して入札参加者の順位付けを行い、最終的な落札者を決定する。

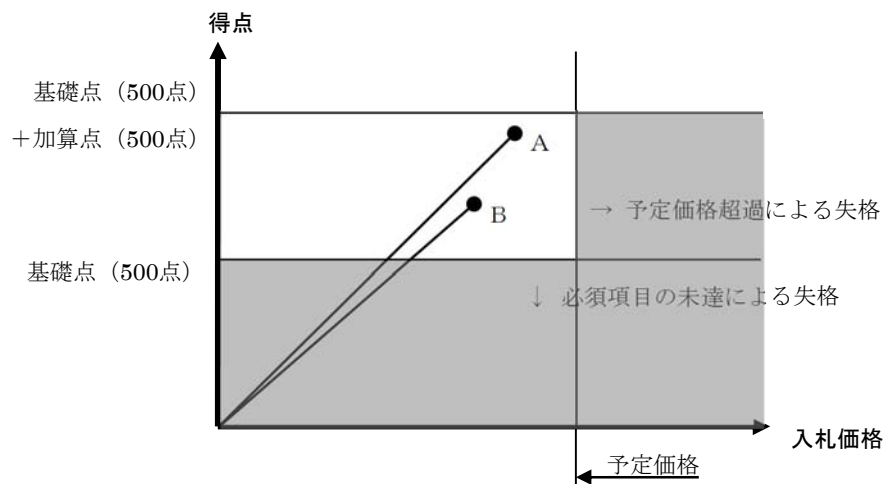
### 2. 総合評価の計算式

$$\text{評価値} = \text{提案内容評価の得点} \div (\text{入札価格} \div 10^8)$$

$$(\text{提案内容評価の得点} = \text{基礎点} + \text{加算点})$$

$$\text{基礎点} : \text{加算点の最高点} = 500 : 500$$

### 3. 総合評価の模式図



入札参加者の提案する入札価格と価格以外の評価に基づく得点を図示すると上図のようになり、勾配の大きい者が高順位となる。

上図の例では、入札価格の高い「A」が「B」より高い評価値を得る。